

# 長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和2年(2020年)11月24日

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

1名

### 2 請求書の提出

請求書は令和2年(2020年)9月27日付けで提出され、同年9月29日に受け付けた。

### 3 請求の内容

#### (1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

令和2年9月2日に実施された可搬式速度違反自動取締装置の購入に係る一般競争入札(以下「本件入札」という。)は、A社製の1機種を指定したため、参加者が1者しかいない入札となり、他県で実施した複数の業者による競争入札と比べ、調達価格が高額となった。

よって、本件入札結果に基づく購入契約を取消し、再入札を行うこと、再入札に当たっては複数の業者が参加できるように製造業者を特定した1機種の指定を行わないこと、本件入札結果に基づく契約の取消しに伴う損害が再入札による利益を上回ると判断される場合は県の損害を補填することを求める。

#### (2) 請求書添付の事実証明書

ア 長野県 入札結果、入札公告・調達物品説明書(一部)(令和2年度)

イ 北海道 入札結果(平成30年度及び令和元年度)

ウ 千葉県 入札結果(令和元年度)

エ 香川県 入札結果(令和元年度)

オ 茨城県 入札結果(令和2年度)

カ 平成29年警察庁行政事業レビュー公開プロセス(一部)

キ 朝日新聞DIGITAL(2020年4月12日)

「神出鬼没の可搬式オービス 速度違反どこでも取り締まり」

ク 京都府 入札結果(令和元年度)

ケ 山口県 入札結果(令和2年度)

コ 千葉県議会会議録(2020年3月9日 令和2年環境生活警察常任委員会(一部))

### 4 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年10月12日、受理を決定した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述

### (1) 陳述

自治法第 242 条第 7 項の規定による陳述については、請求人から陳述書の提出をもって代えたい旨の申出があり、陳述書が 10 月 20 日に提出された。陳述書には追加事実証明書の添付があった。

### (2) 追加事実証明書

ア 朝日新聞 DIGITAL (2019 年 12 月 11 日)

「千葉）『移動式』速度違反取り締まり装置、県内初導入」

イ 南信州新聞 ミナミシンシュウ. JP (2018 年 6 月 7 日) 「飯田署が可搬式オービス初運用」

ウ 北海道 入札結果 (令和 2 年度)

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件入札が、A 社製の機種を選定した経緯、本件入札に至る経過及び契約締結までの事務処理を監査の対象とした。

### 2 監査対象機関

長野県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び警務部会計課を監査対象機関とした。

### 3 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が令和 2 年 10 月 20 日にあった。

### 4 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和 2 年 10 月 21 日付けで監査対象機関の陳述に対する意見を求めたところ、請求人からは 10 月 26 日に陳述書に対する意見書の提出があった。

### 5 監査対象機関の監査

自治法第 242 条第 5 項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和 2 年 10 月 15 日に事務局職員による関係書類の調査及び職員からの聴き取り調査、同年 10 月 28 日に監査委員による監査を実施した。

## 第 3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに請求人の陳述及び監査対象機関の監査の結果、次に掲げる事実を確認した。

### 1 可搬式速度違反自動取締装置の購入に至る経過

令和元年 5 月 21 日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）における内閣総理大臣指示を踏まえ、同年 6 月 18 日、関係閣僚会議において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、子供の通行

が多い生活道路等において、速度規制の実効性を確保して、子供の命を交通事故から守るため、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる可搬式速度違反自動取締装置を全国的に整備し、適切な取締りを行うこととされた。

警察庁からは同日付けで、可搬式速度違反自動取締装置の整備に努めるとともに、これを活用した取締りやゾーン 30 入口での交通安全指導など、子供の通行が多い生活道路等における交通指導取締りを行い、速度規制等の実効性を確保するように指示がなされた。

このことを受け、交通指導課では可搬式速度違反自動取締装置の購入を検討することになった。

## 2 契約に至る事務手続きの経過

本件入札に係る事務手続きは以下のとおりである。

令和 2 年	3 月	31 日	総務部長への重要物品購入協議書の提出
	4 月	30 日	重要物品購入協議について重要機械類審査委員会で審査
	4 月	30 日	重要物品購入協議について総務部長より承認回答
	7 月	31 日	予算執行伺起案
	8 月	3 日	予算執行伺決裁
	8 月	20 日	会計局における支出負担行為の事前審査
	8 月	21 日	一般競争入札公告
	8 月	28 日	入札参加資格要件審査
	9 月	2 日	入札及び開札
	9 月	9 日	契約伺・支出負担行為決議
			売買契約締結（納入期限：令和 3 年 2 月 26 日）

## 3 総務部長への重要物品購入協議

長野県財務規則（昭和 42 年 1 月 30 日長野県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 218 条の 2 により、総務部長に協議を行った。

交通指導課は、該当する可搬式速度違反自動取締装置の機種として A 社製と B 社製の 2 機種を比較検討し、県内の交通指導取締りでの使用により適している機種は A 社製と選定して一般競争入札を行うことを協議した。

協議の結果、機種選定、契約方法の決定等を審査する重要機械類審査委員会の審査を経て、A 社製の機種で一般競争入札を行うことにつき承認を得た。

## 4 機種選定

比較検討にあたっては、A 社製については、これまでの使用実績のほか取扱説明書等で確認を行い、また B 社製は、B 社製を運用している他県警察からの情報収集等で確認を行い、総合的に判断した。

## 5 予算執行伺から契約締結までの事務処理

予算執行伺から契約締結までの事務処理については、権限のある決裁権者の決裁後、財務規則第 64 条による会計局の支出負担行為の事前審査を受け、一般競争入札を実施し契約を締結していた。

## 第4 監査の結果

### 1 監査の観点

本件入札に係る事務処理が適正かを確認し、判断することとした。

### 2 判断

上記第3のとおり確認した事実関係を総合し、上記1の監査の観点を踏まえて、次のとおり判断する。

#### (1) A社製の機種選定について

A社製とB社製の2機種を比較検討した結果、本県の生活道路等における交通指導取締りでの使用により適している機種が関係法令等に基づき、適正に選定されていた。

#### (2) 本件入札に関連する事務処理について

事務処理は関係法令等に基づき適正に行われていた。

#### (3) 総合判断

物品を購入する際は、自治体に有利な条件で契約できるよう、競争性を確保し、複数者の参加が見込める方法で行うことが原則であるが、本件入札の場合は、使用目的により適した機種が選定されたため、結果として応札者が1者となってしまったものである。

本件入札に係る一連の事務処理は、関係法令等に基づき適正に行われていたため、本件入札結果に基づく契約を取消す理由はない。

### 3 結論

前記2において判断した結果、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がないと認め、これを棄却する。